

生駒市創業セミナー参加者の事業紹介記事掲載基準

1 目的

本市ではローカルビジネス起業を促進するため、起業意欲の醸成と、始めやすく、かつビジネスの継続を可能にする支援のエコシステムを構築し、地域で起業しやすい環境づくりを目指している（生駒市商工観光ビジョン令和 5 年 12 月策定）。この基準は、その環境づくりの一環として本市が実施した創業セミナー等の参加者同士の関係性構築や本市の創業支援の施策を市内外に広く周知するため、参加者の事業紹介記事を掲載することに関し、必要な事項を定め、事務執行の適正を図ることを目的とする。

2 掲載基準

事業紹介記事を掲載する参加者および紹介する事業内容について、掲載の基準を次のように定める。

1) 事業紹介記事を掲載する参加者については、以下の要件を満たす個人・法人とする。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

- ・本市が実施した創業セミナー等に参加していること。
- ・参加者が次に該当する法人等でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）

ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体

エ アからウまでに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人その他の団体

オ 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体

カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人その他の団体

キ 生駒市政治倫理条例（平成 20 年 6 月条例第 25 号）第 16 条に規定する法人その他の団体。

2) 紹介する事業内容については、自身が行う事業に限定するものとし、政治的活動でない・宗教的活動でない・公序良俗に反しないものとする。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

3 事業紹介記事の応募

事業紹介記事掲載の応募をする場合は、申請フォームに必要事項を記入した上で、添付資料（写真）を添えて、WEB 上で提出するものとする。

4 事業紹介記事掲載の決定

提出された紹介記事等に基づいて審査し、紹介記事掲載の可否を決定する。なお、決定に際し、必要があれば応募者および庁内の関係課と連絡・調整を行う。

5 記事掲載可否の通知

応募者への記事掲載可否の通知は、メールまたは文書により行う。なお、記事掲載に際して条件を

付する場合は、別途応募者に通知する。

6 記事内容の変更、掲載取消

記事掲載決定後において、記事内容に変更が生じた場合は、すみやかに本市商工観光課に連絡を取り、再度記事を提出しなければならない。その手続きを怠った場合、あるいは掲載決定後において、掲載基準に反する事項があった場合や掲載することが不適当と認められる事実等が確認された場合は記事掲載決定を取り消しすることができる。